

別紙

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、入札者が見積った金額（消費税及び地方消費税を含み入札書記載の金額と異なるので注意すること）の100分の5以上とする。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となる。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後14日以内に指定された口座へ還付する。ただし、落札者の入札保証金は、原則として契約保証金の全部又は一部に充当する。

3 入札保証金の免除

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に本組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

イ 入札に付する場合において、公告3.に規定する資格を有する者で過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約※を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※「種類及び規模をほぼ同じくする契約」における種類とは、電気電子又は情報工学分野における設計、管理業務等、規模とは、本業務委託と同程度の事業費規模であること。

- (2) 免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書①又は入札保証金免除申請書②を令和5年3月15日（水）までにメールに添付し送付すること。さらに原本は入札当日に持参すること。
- (3) 3（1）アに示す入札保証保険契約の保証金額は見積額の100分の5以上とし、保証期間は入札日から1ヶ月間とする。

4 入札保証金の納入

上記3の入札保証金の免除に該当しない場合は、下記に示すとおり入札保証金を納めるものとする。

- (1) 入札保証金を納めるようとする者は、令和3年3月15日（水）までに入札保証金提出書及び見積書を提出すること。
- (2) 入札保証金納付依頼書をメール及び郵送により送付するので、入札日前日（令

和5年3月23日)までに金融機関へ納付し、入札当日に納付を証明するものを提出すること。ただし、手数料については、入札参加者が納めるものとする。

5 入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合、令和5年3月15日までに沖縄県消防通信指令施設運営協議会入札担当者へ照会すること。

- (1) 国債又は地方債の証券（無記名式であること）
- (2) 政府の保証のある債券（無記名式であること）
- (3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券（無記名式であること）
- (4) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行が引受け又は保証若しくは裏書きをした手形
- (6) 銀行に対する定期預金債券（当該債権に質権を設定し、当該質権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出すること）

6 5に掲げる担保の価値は次のとおりとし、その額は入札予定額の100分の5以上とする。

- (1) 5(1)から(3)までに定める証券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）
- (2) 5(4)から(6)までに定める証券又は債券 小切手金額、手形金額又は債券金額

7 その他

- (1) 本件について、入札スケジュールの都合により入札参加資格審査結果の通知以前に入札保証金に関する書類の提出を求めています。ご了承くださいますようお願い申し上げます。